

鳥取市議会福祉保健委員会会議録

会議年月日	令和5年4月20日（木曜日）		
開 会	午前10時24分	閉 会	午前11時37分
場 所	市役所本庁舎7階 第1委員会室		
出席委員 (8名)	委員長 星見 健蔵 副委員長 秋山 智博 委員 玉木 裕一 坂根 政代 谷口 明子 岩永 安子 西村紳一郎 寺坂 寛夫		
欠席委員	なし		
委員外議員	加嶋 辰史、上杉 栄一		
事務局職員	局長 補佐 毛利 元	議事係 主事	福田 佳菜
出席説明員	【福祉部】 福祉部長 藏増 祐子 次長兼地域福祉課長 山内 健 地域福祉課課長補佐 山根 径 生活福祉課長 枡谷 承文 生活福祉課課長補佐 田中 直美 【健康こども部】 こども家庭局長兼こども未来課長 小野澤 裕子 こども未来課課長補佐 入江 竜生 鳥取市保健所長 長井 大 保健所副所長兼保健総務課長 竹内 一敏 保健総務課課長補佐 加藤 るつ 【市立病院】 病院事業管理者 平野 文弘 副院長兼事務局長 小林 俊樹 事務局次長兼総務課長 松田 真治 事務局総務課課長補佐 谷口 賢司 事務局医事課長 谷口 智章		
傍 聴 者	なし		
会議に付した事件	別紙のとおり		

午前10時24分 開会

【市立病院】

- ◆星見健蔵委員長 おそろいのようにあります。ただいまから福祉保健委員会を開催します。本日は市立病院の報告、続いて福祉部の議案説明、議案審査、報告、そして健康こども部の議案説明、議案審査を行います。それではまず、平野管理者に御挨拶をいただきたいと思います。

平野管理者。

○平野文弘病院事業管理者 はい。おはようございます。市立病院でこのたび報告第3号ということで、放棄した債権の報告についてということで報告させていただきます。病院の診療費の債権放棄なんですけど、件数的には8件ありまして、7件は破産法に伴う裁判所からの。それから1件、相続人全員が相続放棄されてちょっとどうにもならないというものでございます。詳しいことは医事課長のほうから報告させていただきたいと思っております。どうぞよろしく申し上げます。

報告第3号放棄した債権の報告について

◆星見健蔵委員長 それでは報告第3号放棄した債権の報告についての説明、お願いします。谷口課長。

○谷口智章事務局医事課長 はい。医事課長谷口でございます。それでは報告第3号放棄した債権の報告について説明させていただきます。まず、資料の3ページを御覧ください。病院診療費の債権放棄についてですが、まず1の病院診療費について、(1)の概要としましては、病院で治療を受けられた際に患者様は各種法令等に定められた割合の治療費等支払っていただくことになっております。これは健康保険の自己負担分についてお支払いいただいております。しかし、生活困窮等によって支払いが困難な状況にある方や受診後に生活困窮となり生活保護の適用を受けられた方、また、破産によって資力回復が見込めない方については債権の回収が非常に困難な状況になっております。それで(2)の債権の種類ですが、これは私債権となっております。(3)の時効期間、これは民法の改正があった関係で、令和2年3月末日までは時効期間が3年間、令和2年4月以降は時効期間が5年間というふうになっております。(4)の根拠法令等ですが、こちらは鳥取市立病院使用料及び手数料条例、(5)の納付義務者につきましては鳥取市立病院で治療を受けた者というふうになっております。

2番の債権放棄の内容ですが、こちら病院診療費の滞納金については、催告書の送付はもとより相続人調査などを行って債権管理や回収に努めているところですが、本件につきましては債務者が亡くなられてその相続人全員が相続放棄をされた方1名と、破産法により裁判所から免責許可決定を受けた方で資力回復の見込みがなく回収が困難と認められる方7名の計8人について、鳥取市債権管理に関する条例第7条第1項第3号及び第4号の規定により、債権放棄を行ったものでございます。それで1枚めくっていただいて4ページを御覧ください。こちらがその内訳になっております。この表の見方なんですけど、番号、これがその債権放棄を行った方それぞれの1人ずつの番号でして、これ債権の額が人によって分かっているものは、これは債権の発生年度によって分けているものです。表の真ん中辺に放棄した理由等を書いておられますが、一番上の番号1番の方が、その民法、これがこの民法（条例第7条第1項第3号）、こちらが亡くなられて相続人の皆さんが相続放棄をされた方です。それで2番～8番の7名につきまして、破産免責法で破産をされて回収が困難となった方になっております。それで下のほうの集計表でまとめをまとめておまして、第3号の方が1件で金額が10万5,562円、それで第4号の方が7件で金額が54万1,613円、合計で8件、金額が64万7,175円というふう

なっております。説明は以上です。

- ◆星見健蔵委員長 はい、説明いただきました。委員の皆様から質疑等ございますか。岩永委員。
- ◆岩永安子委員 これに、今回放棄するに至るまでは、何回も請求を起こされたり、そういう行為があったというふうに思います。その上での結果ということだとまず理解しますが、それでいいのかということ。それから4番の方の43万3,832円というのは非常に高額で、高額療養費とかそういうことが適用にならなかったからなのかなと思います。どういうことなのでしょう。それと。
- ◆星見健蔵委員長 岩永委員。
- ◆岩永安子委員 はい。
- ◆星見健蔵委員長 1件ずつお願いします。
- ◆岩永安子委員 はい。じゃあ以上、まず。
- ◆星見健蔵委員長 谷口課長。
- 谷口智章事務局医事課長 はい。医事課長谷口です。まず、この債権放棄を行った方々について、それまでに徴収等の取組を行ったかどうかなんですが、これは行っております。まず、請求書の送付でありますとか、電話による支払いのお願いとか、督促状の送付でありますとか、あとは弁護士に委任しておりますので、その弁護士さんからの督促状の送付等の働きかけを行った上で徴収できなかった件であります。以上です。失礼しました。番号4番の43万3,832円の方につきまして、これは入院1回分の診療費なんですが、こちらは限度額を使ったかどうかにつきまして、ちょっと今手元に資料がないので何ともお答えできないんですけど、確かに限度額を使われていたらこの金額になってないので使われていないと推測されます。説明は以上です。
- ◆星見健蔵委員長 岩永委員。
- ◆岩永安子委員 限度額使っていらっしゃらないということは、例えば保険証がなかったとかいうことが想像されるんですが、こうやって支払いが大変だって言われる方に対する相談の手立てですね、そこら辺はどうなっているのかということと併せて御説明をお願いします。
- ◆星見健蔵委員長 谷口課長。
- 谷口智章事務局医事課長 はい。医事課長谷口です。相談の手立てですが、こちらは患者様から受診される際にお支払い等の相談があった場合は、相談窓口のほうに御案内して、メディカルソーシャルワーカー等が対応して各種制度の説明をさせていただいていますし、治療の後で、徴収の段階で患者さんからお支払いについて相談があった場合は、分納の対応ですとか、各種制度の御案内等で対応はさせていただいております。以上です。
- ◆星見健蔵委員長 岩永委員。
- ◆岩永安子委員 多分、実態はもっと丁寧な対応していらっしゃるんじゃないかと想像するんですけど、請求書もらうまでに、あるいは保険証があるのかなのかとか、そういうときに多分一番最初入院の説明とかあった段階で個別の相談に乗らないと、43万とかっていうのは保険証がなかったんだろうとか、使えなかったんだろうとか、そういうことになってしまうんじゃないかというふうに思います。市立病院のメディカルソーシャルワーカーさんいろいろな対

応していらっしゃると思いますので、ぜひ少しでもそういう心配のないような対応できるように、また、課長さんたちもそういう動きをしっかりとつかんでいただきたいというふうに思います。

◆星見健蔵委員長 そのほか、西村委員。

◆西村紳一郎委員 はい。私は放棄決定日ですね、令和5年3月31日現在でこの8名の方の現況ですね、もう診療を受けていらっしゃらないのか、その状況が分かたらお尋ねしたい。

◆星見健蔵委員長 谷口課長。

○谷口智章事務局医事課長 はい。医事課長谷口でございます。この4ページ目の表に、真ん中辺には債権発生年度というのがございますが、こちらのほうが実際治療を受けられた年になるんですけど、一番新しい方でも令和3年度というふうになっておりまして、当院ではそれ以降の受診がなかったり治療を行ってない方になりますので、もしかしたら別の病院で受けられているかもしれませんが、当院のほうにはかかれてない方ばかりになります。以上です。

◆星見健蔵委員長 そのほか、よろしいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

◆星見健蔵委員長 はい、それではこれで市立病院を終了します。どうもありがとうございました。

【福祉部】

◆星見健蔵委員長 そろわれましたでしょうか。それでは引き続き福祉部に入ります。議事に入ります前に蔵増部長に御挨拶いただきたいと思います。蔵増部長。

○蔵増祐子福祉部長 はい。おはようございます。4月1日付で、人事異動で福祉部長を拝命いたしました蔵増祐子と申します。市民の皆様安心して生活していただけるように努めてまいりたいと考えておりますので、皆様どうぞよろしく願いいたします。このたびの臨時議会に提出させていただいております福祉部が所管する案件でございますが、予算議案が1件と報告が1件でございます。

議案第63号の一般会計補正予算のうち、福祉部の所管に関するものが低所得世帯に対する物価高騰支援給付金給付事業費として8億6,382万円を計上をさせていただいております。また、報告第3号は生活保護生活資金貸付金返還金の債権放棄について報告をさせていただきます。詳細につきましては担当課長から御説明申し上げます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

議案第63号令和5年度鳥取市一般会計補正予算（第1号）のうち所管に属する部分（説明・質疑・討論・採決）

◆星見健蔵委員長 それでは議案第63号令和5年度鳥取市一般会計補正予算のうち、本委員会の所管に属する部分の説明お願いいたします。山内次長。

○山内 健次長兼地域福祉課長 はい。地域福祉課山内です。そうしますと議案第63号令和5年度鳥取市一般会計補正予算（第1号）所管に属する部分ということで御説明をさせていただきます

ます。資料のほうは事業別概要7ページになります。7ページの上段です。あと本日配布の福祉保健委員会説明資料、こちらのほう用いて説明をさせていただきます。ページのほうははぐっていただいて6ページ目からになります。よろしく願いをいたします。

はい。そうしますとこのたびの補正予算の事業の説明です。低所得世帯に対する物価高騰支援給付金給付事業（コロナ克服・新時代開拓臨時交付金）についてということでございます。背景・目的でございます。国は物価・賃金・生活総合対策本部において、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を増額強化し、物価高騰に対する追加策として特に家計への影響が大きい低所得世帯に対し3万円を、低所得の子育て世帯に児童1人当たり5万円を支給することとし、令和5年3月28日に閣議決定をされました。住民税非課税世帯と住民税均等割のみ課税世帯に対し給付金を支給することで、物価高騰下における低所得世帯や低所得子育て世帯の生活を支援するというを目的としております。

支給対象でございます。1つ目に低所得世帯支援給付金、これは1世帯当たり3万円を支給するものです。対象としましては令和5年4月1日、これを基準日といたしまして本市の住民基本台帳に記録された世帯で次に該当する世帯ということで2つ計上させていただいております。まず1つ目、令和4年度と令和5年度のいずれかの年度の住民税が非課税である世帯、2番目として令和4年度と令和5年度のいずれかの年度の住民税が均等割のみ課税である世帯ということでございます。ただし、②につきましては1に該当する世帯を除くということとしております。

2つ目の給付金として低所得世帯子育て応援給付金、これは児童1人当たり5万円を給付するものです。対象としましては同じく令和5年4月1日基準日現在において本市の住民基本台帳に記録された世帯で次に該当する世帯のうち、18歳以下、これは平成17年4月2日以降生まれの児童が該当しますが、がいる世帯になります。こちらについても（1）と同様に令和4年度、令和5年度のいずれかの住民税が非課税である世帯、あるいは令和4年度と令和5年度のいずれかの住民税が均等割のみ課税である世帯というふうにしてしております。ただし①、②とも令和5年度低所得の子育て世帯生活支援特別給付金の対象世帯は除くとしております。

対象見込みについてでございます。低所得世帯の支援給付金につきましては令和4年度住民税非課税世帯、約2万世帯と見込んでおります。2番目、令和4年度住民税均等割のみ課税世帯、これを3,700世帯と見込んでおります。令和5年度住民税非課税世帯、4年度と重複する世帯を除くこととし、新たに5年度の非課税世帯は約2,000世帯と見込んでおります。令和5年度住民税均等割のみ課税世帯、これも4年度の均等割のみ課税世帯の重複は除いて370世帯と見込んでおります。2つ目の子育て応援給付金につきましては令和4年度住民税均等割のみ課税世帯内の児童数700人、令和5年度住民税非課税世帯内の児童210人、3番目として令和5年度住民税均等割のみ課税世帯内の児童70人と見込んでおります。なお、参考といたしまして児童扶養手当受給世帯の児童2,593人、低所得の子育て世帯生活支援特別給付費の対象世帯の児童1,891人ということで、この2つにつきましては先ほど言いました令和5年度低所得の子育て世帯生活支援特別給付金として、こども家庭局が所管する給付金として支給される、これも重複を除いてということとさせていただきますように思っております。

給付金の額です。先ほどからも重複になりますが、低所得世帯支援給付金につきましては1世帯につき3万円、低所得世帯子育て応援給付金につきましては児童1人につき5万円を給付する予定でございます。申請方法等につきまして御説明いたします。まず、申請受付を3回に分けて行おうと思っております、まず、第1回目といたしまして、令和4年度に行いました電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金、これは非課税世帯を対象に行った給付金です。あと、くらし応援臨時給付金、これは臨時で予算対応していただきまして市独自で均等割のみ課税世帯を対象にしました給付金でございます。この給付金の実績のある世帯に対してはまず一番最初に、もう支給通知、もう口座等も分かっておりますので支給を決定しますということで通知を差し上げてもう支給をするというふうに一番早い部分で考えております。

それで第2回目につきましては令和4年10月1日以降の転入世帯であるとか、第1回目で該当にならなかった世帯、ちょっとめんどい話になりますけども、例えば4年度に5年度このたび4月1日で抽出した世帯の世帯構成も変わらず世帯主さんも一緒であれば、それも先ほど言いました第1回目に支給するんですけども、世帯構成が変わりました、非課税には間違いのないんですけども、世帯主さんが変わったことによって振込先が分からない、誰に振り込んでいいか分からない方については今までどおり、確認書を送付して口座等を届けていただいて給付するというスタイルを取りたいというふうに思っております。併せてその10月1日以降の転入者については、税情報の確認とかが必要になりますので同じ作業をさせていただいて、対象者には確認書を送付するというスタイルを考えております。第3回目、第3回目は令和5年度の住民税が確定後に5年度で非課税世帯、あるいは均等割のみの課税世帯、それで判明した世帯で上記の第1回目、第2回目に該当しなかった、いわゆる4年度は所得割がかかっていたりとかで対象にならなかったけども、5年度には非課税である、あるいは均等割のみ課税世帯として対象になった世帯、これにつきましては税が確定後になりますけども、確認書をお送りして給付するという3回に分けて対応していきたいというふうに考えております。

スケジュールにつきましてはそれぞれ1回目～3回目、一番早い第1回目の方につきましては、これから対象の抽出作業を行いまして、5月下旬には振込の完了をしたいというふうに考えております。第2回目の世帯につきましては、転入世帯の課税状況等の照会等の作業もございますので、早く6月中旬以降に確認書が届き次第、振込をしていきたいというふうに考えております。あと、3回目につきましては、5年度の住民税が確定します課税が6月中旬ということになりますので、その課税状況との照会出来次第、確認書を送付して8月上旬ぐらいから順次振込というふうにしていきたいと考えております。すみません。何か細かな話にもなってしまうかもしれませんが、このたびの給付金の説明を終わらせていただきます。以上です。

◆**星見健蔵委員長** はい、説明いただきました。それでは議案第63号令和5年度鳥取市一般会計補正予算のうち、本委員会の所管に属する部分の質疑を行います。本案について委員の皆様から質疑ございますか。岩永委員。

◆**岩永安子委員** はい。今回は国が決めたものだけではなくて、市独自に均等割のみ課税のところまで広げて支給をするということで決断をしていただいた背景を、ぜひ聞かせていただきたいということと、それからこの確認ですが、引き算すると事務費が安く上がっているという辺

はどこら辺から出てきたものなのかということ、2つお願いします。

◆星見健蔵委員長 山内次長。

○山内 健次長兼地域福祉課長 はい。岩永議員さんからの質問です。均等割に広げた背景、均等割のみ課税世帯にも市独自で広げた背景という御質問でございます。先ほど紹介いたしました令和4年度臨時議会で承認いただきました、暮らし応援の臨時の給付金、これのときに、鳥取市独自で低所得世帯とはということで均等割のみの課税世帯についても、そんなに所得が多くなっても所得割がかかってしまう、それでも所得割のかからない均等割の課税世帯ってというのは低所得に入るんじゃないかということで考えまして、4年度の際に暮らし応援給付金を行いました。同じ考え方をこのたびも引き続き低所得世帯とはということで再度検討し、均等割のみの課税世帯も低所得世帯に属するという判断の下に、このたびの給付金を計上しているということでございます。

あと、事務費がこれまでの給付金よりも金額が安くなっているという御質問でございました。すみません。事業費の中身を全然説明せずに終わってしまいました。大変申し訳ありませんでした。すみません。まず総額の予算、このたび補正予算を計上させていただいております8億6,382万円、これの内訳ですが、給付金本体に係る部分が8億3,110万円です。引き算をした、8億6,382万円、3,272万円が事務費に相当する部分となります。これが減額している理由の主なものといたしましては、先ほど3回に分けて給付をすると説明させていただきました。第1回目につきましては、いわゆる確認書を送り返していただかない、いわゆる片道の通知になりますので返ってくる確認書を、いわゆる受取人払いであるとか、その分の封筒をまた余分に入れるとかってということがございませぬので、そういった経費が不要になっているということが一番大きな原因となっております。以上です。

◆星見健蔵委員長 よろしいですか。

◆岩永安子委員 はい。

◆星見健蔵委員長 はい、そのほかございますでしょうか。よろしいですか。それではないようでございます。以上で質疑を終了します。討論ございますか。はい。討論なしと認め討論を終結します。これより議案第63号令和5年度鳥取市一般会計補正予算のうち、本委員会の所管に属する部分を採決します。本案に対し賛成の方は挙手をお願いします。

[賛成者挙手]

◆星見健蔵委員長 はい。挙手全員と認め本案は原案のとおり可決すべきものと決定されました。

報告第3号放棄した債権の報告について

◆星見健蔵委員長 それでは引き続きまして報告第3号放棄した債権の報告についての説明をお願いします。柘谷課長。

○柘谷承文生活福祉課長 はい。生活福祉課の柘谷です。それでは放棄した債権の報告ということで説明をさせていただきます。同じ説明資料、福祉保健委員会福祉部の資料の9ページ目をお開きください。はい。このたび債権を放棄いたしましたのは生活保護生活資金貸付金となります。この貸付金につきましては手持ち金が僅かで生活保護の申請から決定までの期間、この

間の生活を維持することが困難な場合に1世帯当たり3万円を上限に申請受理と同時に貸付けを行いまして、保護決定後、扶助費が支給されたとき、または却下、取下げとなったときに返済をいただく制度となっております。債権の種類は私債権、時効は、現在は5年ということでございます。

債権放棄の内容につきましては次のページ、10ページ目をお開きください。4件ございます。1件目につきましては平成25年7月に保護の申請をされまして、生活資金3万円を貸し付けたもの、2件目につきましては平成25年12月に保護の申請をされ、2万円を貸し付けたもの、3件目につきましては平成30年3月に保護の申請をされ、3万円を貸し付けたもの、最後4件目につきましては平成30年8月に保護の申請をされ、3万円を貸し付けたものということになります。それぞれ保護は申請されましたが、その後、申請の取下げなどがございまして、その後に貸付金の回収ができないまま自己破産をされたものとなります。そのため、鳥取市債権管理に関する条例第7条第1項第4号の規程によりまして、自己破産により免責の許可決定がなされたということで、これら4件11万円の債権につきまして、令和5年3月27日をもって放棄をさせていただいたということになりますので御報告をいたします。説明は以上でございます。

◆星見健蔵委員長 はい、説明いただきました。委員の皆様から質疑等ございますか。坂根委員。

◆坂根政代委員 放棄決定日なんですけど、3月の27日というのは何か会があって、そこで決定をされたんでしょうか。

◆星見健蔵委員長 枡谷課長。

○枡谷承文生活福祉課長 はい。坂根議員様の御質問にお答えいたします。特に会議等があったわけではなくて、決裁を行いまして市長決裁がなされたのが3月27日ということでございます。以上です。

◆星見健蔵委員長 よろしいですか。そのほかございますか。岩永委員。

◆岩永安子委員 その申請をしたけども、本人さんが取下げをしたのか、その生活保護の基準以上の収入があったりしたために決裁にならなかったのかっていうようなところは分かりますか。

◆星見健蔵委員長 枡谷課長。

○枡谷承文生活福祉課長 はい。生活福祉課枡谷です。1件目と4件目につきましては、本人さんのほうが申請を取下げをされたものになります。2件目につきましては申請中に失業給付金の支給がなされたということで却下とさせていただきました。3件目につきましてはほぼは回収をいたしましたが、約2か月後に居所不明となりまして廃止をしたものでございます。以上です。

◆星見健蔵委員長 岩永委員。

◆岩永安子委員 3件目は2か月後に居所不明になったけど、今回の放棄の自由は自己破産ということですね。それは追及、それどういうことで分かるんでしょうか。

◆星見健蔵委員長 枡谷課長。

○枡谷承文生活福祉課長 はい。生活福祉課枡谷です。こちらの自己破産につきましては官報のほうで情報が流れてきます。それで、このたび前渡日が破産手続開始日より以前で免責決定が

なされたものにつきまして、今回一斉に調査をした際に発覚をしたものでございまして、この方につきましては平成30年6月に廃止をされたあと、令和2年2月に自己破産をされたということが発覚したということで、このたび債権を放棄させていただいたということでございます。以上です。

◆星見健蔵委員長 よろしいですか。岩永委員。

◆岩永安子委員 3番は開始後2か月後に居所不明になった。今、官報で分かったってよろしいですね。

◆星見健蔵委員長 枡谷課長。

○枡谷承文生活福祉課長 はい。そのとおりでございます。昨年度一斉にこの破産手続開始日の案件につきまして調査を行ったところ、今回発覚したということでございます。以上です。

◆星見健蔵委員長 岩永委員。

◆岩永安子委員 すみません。もう1つ、1番と4番は取下げだったと、この取下げの理由とかが分かるのでしょうか。

◆星見健蔵委員長 枡谷課長。

○枡谷承文生活福祉課長 はい。生活福祉課枡谷です。ちょっとどこまでお答えしていいのかあれですけど、1件、1番目の方につきましては御家族の方と別居があって申請をされましたけども、その後、別居が再開したということで本人さんが取り下げられております。4件目につきましては就労を開始されたということと、御家族の支援ができるようになったということで本人が取下げをされたものがございます。以上です。

◆星見健蔵委員長 そのほかございますか。よろしいですか。はい、それではこれで福祉部を終了します。福祉部の皆様ありがとうございました。

【健康こども部】

◆星見健蔵委員長 それではおそろいのようにあります。引き続き健康こども部に入ります。議事に入ります前に、長井所長より御挨拶をいただき、人事異動で異動された方に自己紹介をお願いしたいと思います。長井所長。

○長井 大保健所長 健康こども部に係る本日の案件は議案1件でございます。議案第63号令和5年度鳥取市一般会計補正予算（第1号）の内容としまして2つ、1つ目、低所得の子育て世帯に対して特別給付金を支給するためということで2億3,297万6,000円、2つ目、環境省モデル事業採択による熱中症対策に係るさらなる取組を強化するためとして550万円の増額補正を提案しております。詳細につきましては、この後、担当課長が御説明いたします。御審議のほどよろしく願いいたします。なお、今委員長のほうがございましたが、令和5年度の組織改編後の最初の委員会ですので、新しい役職の2名のほうから御挨拶をさせていただきます。よろしく願いします。

◆星見健蔵委員長 小野澤局長。

○小野澤裕子こども家庭局長兼こども未来課長 はい。失礼します。このたび4月1日の組織改編によって健康こども部内にこども家庭局のほうを設定されまして、そのこども家庭局長兼こ

ども未来課長を拝命いたしました小野澤と申します。福祉保健委員会につきましては継続になりますので、またこれからもよろしくお願いいたします。

○入江竜生ども未来課課長補佐 失礼いたします。同じくども家庭局ども未来課の課長補佐兼企画係長を拝命いたしました入江と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

議案第63号令和5年度鳥取市一般会計補正予算（第1号）のうち所管に属する部分（説明・質疑・討論・採決）

◆星見健蔵委員長 よろしいですか。それでは議案第63号令和5年度鳥取市一般会計補正予算のうち、本委員会の所管に属する部分の説明をお願いします。小野澤局長。

○小野澤裕子ども家庭局長兼ども未来課長 ども未来課小野澤です。本日お配りしてあります資料の5ページと事業別概要書のほうが7ページの下段になります。低所得の子育て世帯生活支援特別給付金給付事業費です。国におきまして令和5年3月28日に閣議決定され、食費等の物価高騰の影響を受けて、損害を受けた低所得のひとり親世帯や子育て世帯に対して特別給付金を支給することとなりました。事業内容につきましては、本日の説明資料の5ページのところを御覧ください。支給対象者といたしまして、ひとり親世帯とその他低所得の子育て世帯と大きく2つに分かれております。ひとり親世帯につきましては令和5年の3月分の児童扶養手当を受給された世帯、こちらにつきましては申請の必要はございません。

実績のほうから件数といたしまして1,605世帯、対象児童数が2,451人となっております。②の公的年金の給付を受けていることによって児童扶養手当の支給を受けていない者であって、令和3年の収入額が児童扶養手当の支給対象に相当する収入未満の方、昨年度の実績より40世帯で対象児童数47人としております。こちらの対象者につきましても、申請が必要なんですけれども、昨年度の給付金、令和4年度の低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援給付金の対象となっている方につきましては、こちらのほうから通知を送らせていただいて、申請を受ける形となります。3番といたしまして、1番、2番以外で食費等の物価高騰の影響を受けて家計が急変し、急変後の1年の収入見込みが児童扶養手当の対象となる水準に下がった方ということを対象としております。一応見込みといたしましては55世帯で対象児童数95人としており、ひとり親世帯の合計対象児童数といたしまして2,593人と見込んでおります。

続きましてその他低所得の子育て世帯につきましては、令和4年度の低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援給付金の支給対象者、こちらにつきましては、申請は不用となっております。昨年の実績によって955世帯、対象児童数として1,811人を見込んでおります。②の1番以外でも食費等の物価高騰の影響を受けて家計が急変し、住民税均等割が非課税である世帯、または同様の事情があると認められる方につきましては、こちらのほうは申請をいただきます。見込みとしまして45世帯、対象児童数80人で全部の合計といたしまして1,000世帯、対象児童数1,891人としております。支給対象児童といたしまして平成17年4月2日～令和6年2月29日までに出生した児童の方を対象といたします。

障がいのある方の場合につきましては、平成15年4月2日生まれの方から対象となっております。支給額につきましては対象児童1人につき5万円です。予算要求といたしましては、児

童手当受給者、低所得ひとり親世帯分といたしまして1億2,964万円、その他低所得の子育て世帯分として9,455万円、その他システム改修、案内の印刷、発送、会計年度任用職員の人件費等の事務費といたしまして877万6,000円を予定しており、このたびの補正予算の要求額といたしまして2億3,297万6,000円を計上しております。

財源といたしましては国補助10分の10の事業となっております。今後のスケジュールにつきましては申請が不用となっている方につきましては、令和5年5月末の支払いを予定しております。また、申請を要する方につきましては、申請受付を令和5年6月1日から行うことができるよう準備を進めてまいります。支払につきましては随時支給決定を行い、振込をする予定としております。説明のほうは以上になります。

◆**星見健蔵委員長** はい、説明いただきました。はい、竹内副所長。

○**竹内一敏保健所副所長兼保健総務課長** はい。すみません。もう1件説明させていただきます。

事業別概要は8ページになりますし、本日、お配りした資料で7ページにモデル事業のちょっと図柄をつけておりますので、そちらのほうの絵で説明させていただこうと思います。はい。国においては熱中症対策の一層の促進に向けまして、熱中症対策に係る法制化のほうを検討しております。その資料の左上になりますけども、鳥取県では昨年度7月に、県西部地区で高齢者の死亡事例というのが発生しました。それから8月には人口10万人当たりの熱中症搬送者数が全国最多ということになりました。県の東部地区では高齢者の搬送者数が全体の約50%、それから特に住居内での発症が多いという傾向がございます。また、クールシェルターの取組が新型コロナの影響によりまして休止となっているということ、それからこれから人の動きが活発になるというため、関係機関との連携、PRが必要という課題が鳥取市のほうでございます。

そこで今年1月に環境省が令和5年度の熱中症対策のモデル事業を公募されました。そちらに鳥取市も応募していたところ、3月30日に採択されました。全国で6市採択されております。これまでの取組としまして、資料の左下のほうになります。これまでの取組としまして、まず、各部署の協力による取組、それから熱中症警報、特別警報、警戒アラートが発令されたときの情報共有、それから冬場には入浴中に起こる熱中症の注意喚起も行ってまいりました。また、熱中症への注意喚起としまして市のホームページとか、ケーブルテレビ等でも呼びかけを行ってきました。これらの事業は継続するのですが、新たにモデル事業として採択されましたので、主に3つの新しい取組を行う予定としております。それが右側の図になります。まず、1つ目としまして、先の質疑等にもありました高齢者の搬送件数が多いという現状を踏まえまして、独居高齢者の屋内における熱中症対策としまして、75歳以上の単身世帯、約3,600世帯ですけども、そちらにアンケートに協力していただける方に温湿度計の配付とアンケートを行う予定にしております。毎日の部屋の温度確認とアンケートの記入によりまして熱中症リスクを認識していただき、リスク低減の行動につなげていただきたいと思いますと考えております。この配布には、民生委員さんにお話をさせていただいたところ、御協力してくださることになりまして、訪問、声かけによる注意喚起と併せて行っていただくことにしております。

2つ目にクールシェルターの取組強化です。クールシェルターの取組は、以前も行っており

まして市の公共施設とか、賛同いただいた施設にはステッカーを配布させていただきまして、取組は行っていたのですが、新型コロナの影響もありましてここ数年は、呼びかけも行っていませんでした。このたび、改めてクールシェルターの施設の募集、それから要件を満たした施設に新ステッカーを配布するなど行っていく予定でございます。3つ目として一番下になります。高齢者向け、一般向けの熱中症予防対策啓発動画を作成し、健康教室とか、高齢者のサロン、観光施設等で幅広く活用いただければと思っております。それからモデル事業の実施に伴いまして、庁内の熱中症対策会議を開催させていただきまして、クールシェルターの取組、それから熱中症予防対策啓発動画の活用について御協力をお願いする予定でございます。

事業別概要の8ページのほうに戻って、そちらをちょっと見ていただきまして、今度は費用のほうを説明させていただきます。今予定している費用ですけども、独居高齢者の熱中症対策の温湿度計等の配布、アンケートの集計等で357万6,000円、それからクールシェルターの取組強化、ステッカーの配布等で27万1,000円、熱中症の予防啓発動画に143万円を予定しております。財源としましては、このモデル事業の助成金を充てることにしております。説明は以上です。

◆**星見健蔵委員長** はい、説明いただきました。それでは議案第63号令和5年度鳥取市一般会計補正予算のうち、本委員会の所管に属する部分の質疑を行います。本案について委員の皆様から質疑ございますか。谷口委員。

◆**谷口明子委員** 谷口です。熱中症対策事業費に関してですけれども、熱中症予防対策啓発動画の作成についてですが、セミナーや高齢者のサロン、観光施設等で活用ということで記載されていますけれども、広く市民の皆様にも周知していただくためにもホームページに上げていただいくというようなことは、計画はありますでしょうか。

◆**星見健蔵委員長** 竹内副所長。

○**竹内一敏保健所副所長兼保健総務課長** はい。保健総務課竹内です。皆さんに見ただけのようホームページでも掲載していこうと思っております。はい。以上です。

◆**谷口明子委員** 分かりました。よろしく申し上げます。

◆**星見健蔵委員長** はい、そのほか。玉木委員。

◆**玉木裕一委員** 低所得の子育て世帯に対するこの給付金についての質問です。ひとり親世帯というのが何世帯で、そこにいる子どもの数というのは何人くらいいるのか教えていただけますか。

◆**星見健蔵委員長** 小野澤局長。

○**小野澤裕子子ども家庭局長兼子ども未来課長** 今回の対象ということでよろしいでしょうか。

◆**玉木裕一委員** 対象世帯も、じゃあ、教えてください。

○**小野澤裕子子ども家庭局長兼子ども未来課長** はい。今回のひとり親対象世帯といたしまして1,700世帯で児童数は2,593人を予定しております。以上です。

◆**星見健蔵委員長** 手を挙げてから。玉木委員。

◆**玉木裕一委員** はい。鳥取市内のひとり親世帯数とそこにいる子ども数を教えていただけませんか。

◆星見健蔵委員長 小野澤局長。

○小野澤裕子子ども家庭局長兼子ども未来課長 子ども未来課小野澤です。大変申し訳ないですけども、ひとり親という、世帯という数は現在のところ把握しておりません。

◆星見健蔵委員長 玉木委員。

◆玉木裕一委員 恐らくひとり親世帯の所得はかなり低くなっていると思うんで、割合は高いんじゃないかなと、支給対象者となる世帯、ここをちょっと把握していただいて、また教えてください。それと、次いいですか。

◆星見健蔵委員長 はい、玉木委員。

◆玉木裕一委員 その他、低所得の子育て世帯の①番ですね、ここの世帯数何世帯、令和4年度支給されたか教えていただけますか。

◆星見健蔵委員長 小野澤局長。

○小野澤裕子子ども家庭局長兼子ども未来課長 子ども未来課小野澤です。昨年度の支給になりますか、今年度予定ではなく昨年度予定で。

◆玉木裕一委員 はい。昨年度、はい。申請不要となっている。

○小野澤裕子子ども家庭局長兼子ども未来課長 申請不要となっている方につきまして、955世帯で対象児童数が1,811人になっております。以上です。

◆玉木裕一委員 はい。ありがとうございます。

◆星見健蔵委員長 そのほか、寺坂委員。

◆寺坂寛夫委員 熱中症対策ですけど、この高齢者の方が主にこの独居老人の対象ということですけど、どうですかね、エアコンなんかの保守点検、よくテレビなんか、ニュースなんかでかけておられんとか、よう使っておられんとか、今、この民生委員の方にいろいろ相談されたり、いろいろアンケートとか話されるでしょうけど、把握されたところの独居老人の方の保守点検とかね、器具の、その辺とか不具合があったりというのがありますしね、その辺の関係のほうは指導徹底といえますか、業者に頼むとかその辺は考えておられますか。

◆星見健蔵委員長 竹内副所長。

○竹内一敏保健所副所長兼保健総務課長 はい。保健総務課竹内です。このモデル事業では今、考えてはないんですけども、民生委員さんに相談されたときに、民生委員さんのほうで見守りとか、声かけも行っていただきますので、その辺ちょっと本人さんの声を聞いていただいて、例えば業者さんにつないでいただくとかということはできるかなと思いますが、今のところ事業としてはもう予定はしていないんで、民生委員さんとのお話の中で、そういうこともお願いしますよというくらいなことになるのかなと思っています。はい。以上です。

◆星見健蔵委員長 寺坂委員。

◆寺坂寛夫委員 多分自治連の会長会とかも話は当然されるでしょうしね、この取組なんかも、その辺の考え方、民生委員に、この前、話をされたということでしょうけど、徹底した地域の民生委員の会がありますんで、その辺の指導も大変ですし、地域挙げての取組も各地域によってはありますんでね、自治会とかで取り組まれるところもあるんで、その辺の徹底がちょっと必要かなと思いますけど、その辺はどうですか。

◆星見健蔵委員長 竹内副所長。

○竹内一敏保健所副所長兼保健総務課長 はい。保健総務課竹内です。実をいいますと明日もちょっと民生委員さんの会がありまして、ちょっとそちらのほうにお邪魔してお話させていただいたり、スケジュール的に配布とかの御相談したりしますんで、またその折りにちょっとお話をしてみたいなと思っています。はい。

◆星見健蔵委員長 そのほか、坂根委員。

◆坂根政代委員 熱中症対策の推進に係るモデル事業の関係で質問をしたいと思います。私のちょっと聞き間違えかもしれませんが、今回は温湿度計を配るのはアンケートに御協力がいただける方とこういうふうな説明だと思いましたが、間違いないでしょうか。まず1点目。

◆星見健蔵委員長 竹内副所長。

○竹内一敏保健所副所長兼保健総務課長 はい。保健総務課竹内です。はい。対象者は75歳以上の単身世帯の方でアンケートに協力いただける方としております。ですので、アンケート協力が前提となっております。以上です。

◆星見健蔵委員長 坂根委員。

◆坂根政代委員 はい。そのアンケートにお答えをするということで、先ほど寺坂議員からもありましたけれど、民生委員さんを中心というか、お願いをしてというふうなことがあったと思いますが、新聞等で見ますと、民生委員さんがいない地域があるのではないかとということが予見されるんですけど、民生委員さんがいらっしやらない地域があるのかなのか、いない場合はどういう対応をされるのかということをお教えいただけますか。

◆星見健蔵委員長 竹内副所長。

○竹内一敏保健所副所長兼保健総務課長 はい。保健総務課竹内です。民生委員さん定数ありまして、確かに今、定数を割っている状況ですので、実際にいない、管轄区域にいない民生委員さんあります。ですので、そちらについては、その地区で聞いたところによると、その地区でそこをカバーする民生委員さんがいらっしやるところもあるというふうなことにちょっとお聞きしたので、そちらで協力していただければ、その民生委員さんをお願いしようと思うんですけども、ただ、数が多くなりますので御負担に、とにかく民生委員さんに御負担のかからないようにというの、思いがちょっとありますので、そこは無理のない程度にお願いをさせていただこうかなと思っています。以上です。

◆星見健蔵委員長 坂根委員。

◆坂根政代委員 はい。分かりました。もう1点質問です。今後の取組というところの独居高齢者の室内における熱中症対策で、室内のやつで②の7日間のアンケートの活用とありますが、この7日間というのは、アンケートに答える人がその7日間を選定できるのか、または熱中症アラートが出てからの7日間なのか、その辺教えてください。

◆星見健蔵委員長 竹内副所長。

○竹内一敏保健所副所長兼保健総務課長 はい。保健総務課竹内です。アンケートに答えていただける方が日数を選んでいただきまして、その開始日から7日間ということでアンケートに答えていただける方に選択していただこうと思っています。

◆星見健蔵委員長 はい、坂根委員。

◆坂根政代委員 はい。ありがとうございます。ただ、この7日間の選定の仕方というものがある程度基準を設けないと、せっかく熱中症のリスクが、例えばその人、その人の体調によってこれぐらいの温度で私はえらくなるわっていう方もありますし、いや、私はもうちょっと大丈夫ってということもあるんですけど、その辺の開始の基準というか、ある程度のやはりポイントというか、目安がないと熱中症になりそうでない期間を選択された場合はアンケートが効果的にならないので、その辺はどうかなというふうに思いますが、どのように考えておられますか。はい。

◆星見健蔵委員長 竹内副所長。

○竹内一敏保健所副所長兼保健総務課長 はい。保健総務課竹内です。一応期間としては7月、8月ということでお願いを民生委員さんにさせてもらおうと思っているんですけども、こちらとしては皆さんの温湿度計を見る、それで体調が例えば暑いなど感じたときは熱中症予防の行動を取ってもらうというのが目的ですので、特にこの日を基準にというのはあまり決めようとは思ってなくて、その行動変容を促すような形が狙いですので、配布されたときから御自身がいいときにやっていただきたいなというふうに考えております。以上です。

◆星見健蔵委員長 坂根委員。

◆坂根政代委員 はい。ありがとうございます。ただ、民生委員さんがこれ説明して回らないといけなので、なかなかその辺が難しいかなと思いますので、民生委員さんがより取組やすいようなそういう要綱等をつくってあげていただきたいなということを要望しておきたいというふうに思います。

それともう1点は、やはりその7日間とかアンケートとかにも関わる問題なんですけれど、私の周りの高齢者の方々は結構、アンケートお願いしますっていうと嫌がるんです。どっちかっていうとまた書くだかみみたいなことが出てきますので、できるだけ選択肢で答えられるようにするとかいう形で、しかもこのアンケートの効果をどこに狙うかという目的を持ってその項目を決めていただくと、そしてまた選択肢的にしていただくと、より答えやすくなるのかなというふうなことも考えますので、その辺また工夫していただければと思います。最後は要望です。すみません。

◆星見健蔵委員長 そのほか。岩永委員。

◆岩永安子委員 はい。低所得の子育て世帯の特別給付金ですが、今回、国が決めた中身で支給をする10分の10国の財源を使ってということなんですけど、ここら辺もっと広げるべきでないかというような検討されたのかどうか。先方、ひとり親世帯は困窮世帯が多いと想像はできるわけです。1人分ですので、収入がね。ですけど、そういう広げるべきでないかというような検討されたのかどうかということ。それが1つお願いします。

◆星見健蔵委員長 小野澤局長。

○小野澤裕子子ども家庭局長兼子ども未来課長 子ども未来課小野澤です。このたび国の制度のほうで児童扶養手当受給者ということに限定されていますけども、先ほど福祉部のほうで御説明いただきました低所得世帯子育て応援給付金、こちらのほうに該当される方もありますので、

こちらのほうで上乗せっていうか、市のほうの給付のほうを広げるという形を取っていただくということでお願いいたしております。以上です。

◆星見健蔵委員長 岩永委員。

◆岩永安子委員 はい。そこは福祉部のほうでということですが、ぜひ、ひとり親家庭の実態、さっき数のことも言われましたし、実態をぜひつかんでいただいて、できるだけ市全体として、生活水準上げるための手立てが取れるようなことを、福祉部と併せてぜひ一緒に検討していただきたいなというふうに思います。

◆星見健蔵委員長 要望でいいですね。

◆岩永安子委員 はい。

◆星見健蔵委員長 はい、よろしいですか。

◆岩永安子委員 あともう1つ。

◆星見健蔵委員長 はい、岩永委員。

◆岩永安子委員 はい。すみません。その熱中症対策です。アンケートは行動変容につなげるためなのかなというふうに思います。それで一番はやっぱり冷房、エアコン設置だとか、普及が可能となるような社会づくりが必要じゃないかと、家になれば近いところでエアコンの効いたところに行くことができる、あるいは行くことを援助するようなそういう仕組みづくりも含めてやっていかないといけないんじゃないかと思います。

クールシェルターの取組が数年行われていなかったということですが、実態としては、これ進めていくためには例えばこういうところがクールシェルターになるんじゃないでしょうか。住宅地の中であればこういうところの御協力をお願いしたいですとか、こちらが案を持っているかどうかというところで広がっていく可能性というのはあるんじゃないかと思うんですが、そこら辺はどういうふうに考えておられますか。

◆星見健蔵委員長 竹内副所長。

○竹内一敏保健所副所長兼保健総務課長 はい。保健総務課竹内です。今、考えているのが、市の公民館は協力してもらおうと思っていますし、公共施設的なところはお願いしようと思っています。それからあと、砂丘ですね、昨年も砂丘で観光客の方が搬送されたっていうのは結構ありましたので、砂丘のお店とか、施設とかにお願いする、実際もうお願いして協力いただけることになりました。あと、お店関係で先日もちよっとお願いに行ってきたんですけども、商工会議所のほうにお願いに行きまして、お店関係、事業者の方にクールシェルターとして提供していただいけませんかっていうお願いをさせていただいて、6月にこちらのほうでチラシみたいなものを御用意して商工会議所の会員の皆様に配っていただくようお願いをいたしました。そこで手を挙げてくださる、賛同してくださる事業者の方にクールシェルターとしてステッカー等配布していこうと思っています。町なかの本当中心市街地の施設とかについてもこれからなんですけども、こちらのほうから直接出向かせていただいてお願いをしてみようと思っています。以上です。

◆星見健蔵委員長 はい、西村委員。

◆西村紳一郎委員 はい。町なか関連ですけど、町なかはあったんですけど、中山間地域の対応

がね、やはり農作業中に熱中症になられる方もあるわけですので、そこら辺と、あと、クールシェルターに登録していただいたら、マップですね、そのマップ作成の考えがあるかどうか、ちょっとお尋ねしたいと思います。

◆星見健蔵委員長 竹内副所長。

○竹内一敏保健所副所長兼保健総務課長 はい。保健総務課竹内です。マップの件ですけども、以前ですけども、これも町なかで申し訳ないんですけど、町なかでクールシェルターをやったときにマップを作った、中心市街地の活性化協議会のほうが作ってくださったというのがあります。そちらのほうもまた御協力お願いしてもいいと思っていますし、確かにマップがあれば皆さん目につくと思いますので、そちらのほうも考えてみたいと思っています。はい。

農作業中に、中山間地のほうのこともなんですけども、なかなか公共施設っていうのが中山間地あってもその住宅地から離れてるっていうところもありますので、こちらのほうについては、例えば高齢者サロンで動画とかによる教育というか、健康教育もさせてもらおうと思っていますので、保健師さんとも協力しながら地域の皆さんとも協力しながら、そちらのほうは啓発を中心に行っていければなと思っています。以上です。

◆星見健蔵委員長 そのほか、坂根委員。

◆坂根政代委員 はい。低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金について質問をします。1に支給対象者がありまして、その中のひとり親世帯のところ、また、その他低所得の子育て世帯のところ、例えば、ひとり親世帯のところという③、その他低所得の子育て世帯のところでいうと②、これに私は該当するのではないかということの気づきを得ないとなかなか申請に行けないし、相談に行けないというふうに思うんですが、この辺のお知らせはどうなっていますか。

◆星見健蔵委員長 小野澤局長。

○小野澤裕子こども家庭局長兼こども未来課長 こども未来課小野澤です。こちらのほうにつきましても、把握できる範囲ですね、児童手当を今後請求されたりですとか、児童扶養手当を今後申請される方につきましても、その受付の場面で非課税ですとか、児童扶養手当の支給対象になるというような方があれば、同時に申請していただくということを行ってまいります。それと、あと、先ほどの福祉部のほうの令和5年度の非課税世帯ということで、該当になる方の中に、この家計急変の方があるかもしれないんですけど、重複しての支給はできないんですけども、どちらかでそちらのほう把握するようにすることと、あと、市報ですとか、ホームページ、ケーブルテレビの文字放送、公式LINE等使いまして、広く広報させていただき予定としております。以上です。

◆坂根政代委員 ありがとうございます。

◆星見健蔵委員長 はい、よろしいですか。はい、それでは以上で質疑を終了します。討論ございますか。よろしいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

◆星見健蔵委員長 はい。討論なしと認め以上で討論を終結します。これより議案第63号令和5年度鳥取市一般会計補正予算うち、本委員会の所管に属する部分を採決します。本案に対し賛

成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

- ◆**星見健蔵委員長** はい。挙手全員と認め本案は原案のとおり可決すべきものと決定されました。それでは以上をもちまして福祉保健委員会を終了します。大変お疲れさまでした。

午後 11 時 37 分 閉会

令和5年第1回臨時会 福祉保健委員会

(議案説明・審査、報告)

日 時：令和5年4月20日(木)

本会議休憩中

場 所：本庁舎7階第1委員会室

市立病院

1 報告

- ・報告第3号 放棄した債権の報告について

福祉部 (市立病院終了後)

1 議案【説明・質疑・討論・採決】

- ・議案第63号 令和5年度鳥取市一般会計補正予算(第1号)【所管に属する部分】

2 報告

- ・報告第3号 放棄した債権の報告について (生活福祉課)

健康子ども部 (福祉部終了後)

1 議案【説明・質疑・討論・採決】

- ・議案第63号 令和5年度鳥取市一般会計補正予算(第1号)【所管に属する部分】